

鈴木環境大臣説明資料

平成14年11月15日

地球温暖化問題と京都議定書

地球温暖化問題

人類の生存基盤を揺るがす問題

気候変動

- ・過去50年の温暖化の影響は人間活動に起因

21世紀末の予測

- ・地球の平均気温が最大5.8上昇
- ・平均海面水位が最大88cm上昇
- ・豪雨、渇水など異常気象が増加

影響

- ・すでに脆弱な生態系に影響

予測

- ・40cmの海面上昇で、世界の浸水被害が7千5百万人～2億人増加
- ・途上国の農業生産等に大きな悪影響
- ・生態系の破壊、伝染病の北上
- ・大規模な異常気象による金融・保健サービスの年当たり経済損失 1950年代：39億US\$/年 /1990年代：400億US\$/年

対策

- ・対策技術の大きな進展を触発。
- ・経済合理的な対策でコスト低減可能。
- ・制度・技術・社会面の一体的取組が肝要。

IPCC第3次報告書評価報告書より

気候変動枠組条約

気候系に対し危険な影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの濃度上昇を止めることを目的に、世界が取り組む。

京都議定書

地球環境の枠の中で、人類が持続的に発展していくことを保障しようとする新たな発想に基づく国際約束。

温室効果ガスの具体的削減のための唯一の国際的な枠組み。

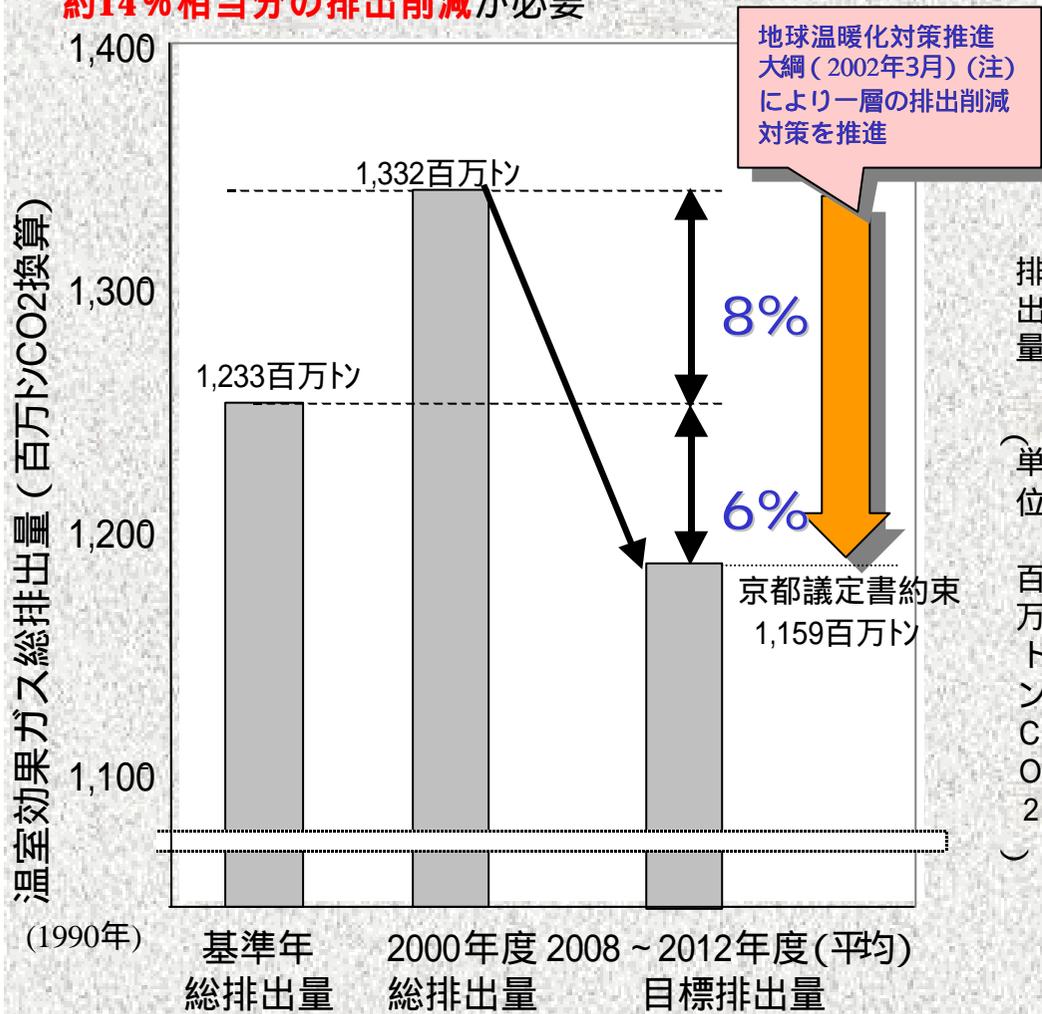
先進国全体で、2008年～2012年に1990年比約5%の温室効果ガス排出量を削減。

我が国の目標は6%削減。

明年半ば発効の可能性。

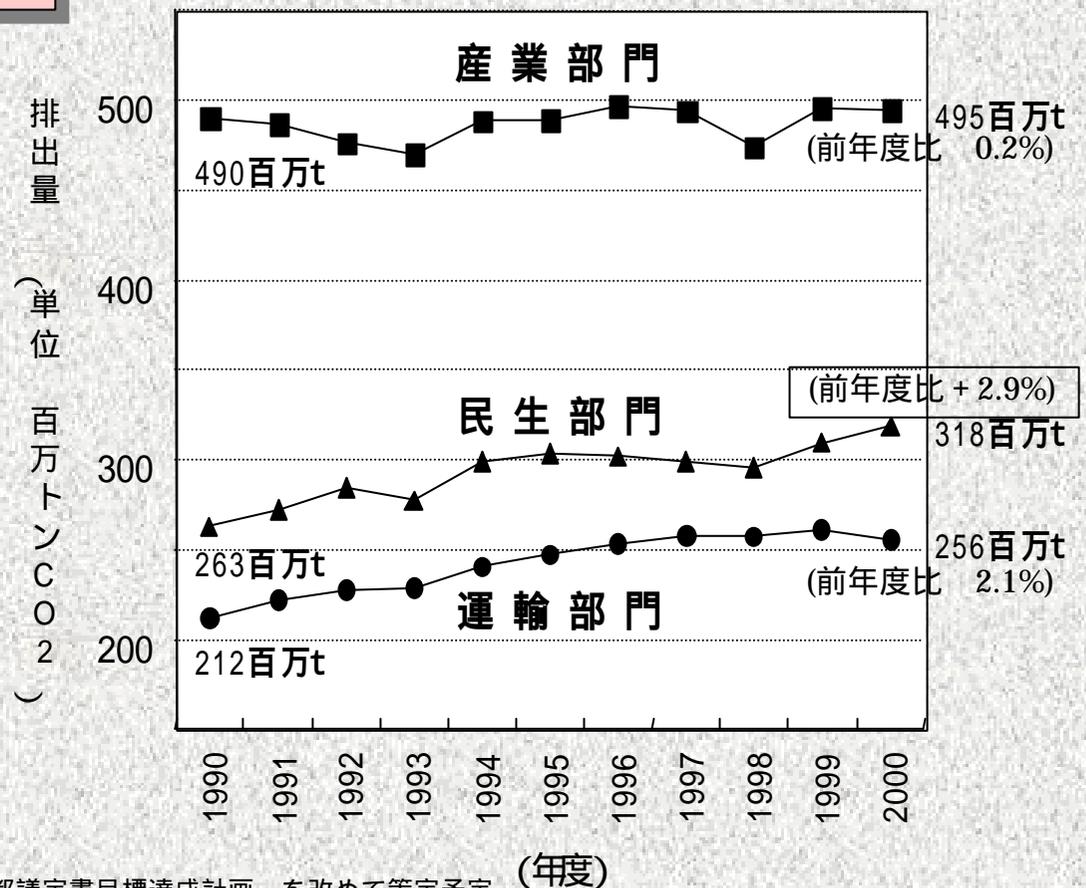
わが国の温室効果ガス排出量の状況

2000年度の総排出量は、基準年総排出量比**約8%増**
 6%削減約束を達成するためには、2000年度から
約14%相当分の排出削減が必要



総排出量のうち9割以上を占める二酸化炭素は、部門別にみると以下のとおり。

- < 産業部門 > 1990年度比 + 0.9%
- < 民生部門 > 1990年度比 + 21.3%
- < 運輸部門 > 1990年度比 + 20.6%



(注) 京都議定書が発効した後は、温暖化対策推進法に基づく「京都議定書目標達成計画」を改めて策定予定。

温暖化国内対策の進め方

「地球温暖化対策推進大綱」（地球温暖化対策推進本部決定、2002年3月）

ステップ・バイ・ステップのアプローチ



第1ステップから講じる施策

第2ステップから講じる施策

第3ステップから講じる施策

6%削減約束の確実な達成

100種類以上の対策・施策

- ・ 規制
- ・ 自主的取組
- ・ 助成措置

大綱の評価・見直し

- 地球温暖化対策推進本部は、2004年、2007年に新大綱の内容を評価し見直す。
- この際、新大綱の前提とした各種経済フレーム等についても必要に応じて総合的に評価・見直しを行った上で、柔軟に対策・施策の見直しを行う。

地球温暖化問題への経済合理的な対応～税制等の経済的措置の有効活用

対策を経済合理的な形で促進するような施策が重要。

税制等の経済的措置が有効。

第1ステップ（2002～2004年）

既存のエネルギー関連 税制、特別会計の
グリーン化を推進する。

中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会
の中間報告（平成14年6月）による。

エネルギー特別会計の見直し

経済産業省、環境省の共同資料ご参照。

環境省による事業の提案

地方公共団体との連携で、民生部門（家庭、オフィスビル）等におけるCO₂の削減を目指した、新しい技術の大量導入をスタート。

事業者による民生部門を中心としたCO₂排出抑制技術の開発支援。

地方公共団体、都道府県センター、推進員、地域協議会などと連携した、省エネ、代エネ普及啓発の草の根レベルでの全国展開。等

第2ステップ（2005～2007年）

2004年の評価・見直しは、今回の石油特別会計のグリーン化を含め、あらゆる施策・事業を対象。

必要とされた場合には、温暖化対策を主目的とする温暖化対策税の導入など、追加的な政策を展開。

第1ステップの取組の評価・見直し